



弁護士アプリの使い方

37

答え・交渉前に相談を
1・はじめに
最近、別の相談者に立
て続けに同じ質問を受け
ました。その質問は「私
には初めての経験ですの
で、先生にお願いした方
かよいのでしょうか」と
いう質問です。どちらも
金を返してもらえるよう
交渉してほしいというも
ず、交渉段階でのご相談
でした。1件は、立退き
を迫られているので、立
退料の交渉をしてほしい
というものです。もう
1件は、不動産売買で少
し問題があつたので売主
と交渉して、いくらか代
十 分なために
訴訟は、本
と同様になつた
るようになつた
とはいえ、本
するど、前回
責任について
があります。

えで相談に来られます。
難しい?
3・交渉は簡単?
人でもでき
ています。
人で訴訟を
触れた証明
の理解が不
べ、よくわか
敗訴する恐
あるという意味で、訴訟
の知識が前提になりま

むことはありません。少しでも自分なくとも相手方交渉窓口が弁護士であったり、直接受け渡すことが出来ます。

5・問い合わせの答え

相手方が妥協しておられる方であれば、交渉はします。私が受任してみても、こちらに有利な条件は引き出せませ
ん。

は、弁護士に依頼す

に有張してみる程度なので、は、あくまでも私個人の
になある程度で妥結してしま意見ですので、その点、
つてもいいのではないでご了解ください。

では訴訟は非常に難しいです。相談者も訴訟は難しいというイメージをお持ちですので、相談に来られる時には既に弁護士に依頼する決心をしたう

す。交渉の時には言
もん勝ちであると考
いる方がおられます
裁判官に無視される
ろう主張をいくらか
してみても、相手方

方を意識し、そ
うして
とつて訴訟より
もマシな妥協点
が、
されれば、そこ
どころです。あ
としどころを意

れぞれに れそなので、これを拒
すか。」となります。も
も少しで 否してくるようだつたら ちろん、交渉自体を煩わ
が見つけ 改めて相談に来てくださ しいと考えて相談に来ら
が落とし い。他方、条件 A の主張 れた方からの依頼は、躊
とは、落 が通るならば、あとの条 躊なく受任します。

弁護士に交渉案件を相談するタイミング

結局、それぞれの交渉で、私がこの回答は各担当者が裁判官の考え方Aは裁判所でも認めら

◆お知らせ 本エリム読者の方は
談を無料とさせていただきます。

初回の法律相

脇野恵介（あいの・けいけつ）弁護士（大阪弁護士会所属、38歳、梅田法律・会計事務所）大阪市北区梅田1-1-2-2-1000号、電話06-345-1618（午前10時～午後5時）、htt p://imedai-law.jp。主な役職は、大弁遺言相続委員会委員、専門相談員（遺言相続▽家事▽債務整理▽交通▽労働▽建築）、大阪住宅紛争審査会運営委員。ピラティス受講。